

取引参加者の遵守事項等に係る新旧対照表(概要)

項目		現行 条文	現 行	改 正 案
共通 ル ー ル	売買取引の原則	46	・中央卸売市場における売買取引は、公正かつ効率的でなければならない	・取引参加者は、公正かつ効率的に売買取引を行わなければならない
	差別的取扱いの禁止	56	・卸売業者は、出荷者、仲卸業者、売買参加者に対して、不当に差別的な取扱いをしてはならない	・卸売業者は、出荷者、仲卸業者、売買参加者その他の買受人に対して、不当に差別的な取扱いをしてはならない
	売買取引の方法	47	・卸売業者は、物品の区分に応じた売買取引の方法により卸売を行う 1号物品：全量せり又は入札 2号物品：一定割合をせり又は入札 3号物品：せり若しくは入札又は相対 ・知事は、各号の物品、2号物品のせり割合を定め、又は変更するときは、取引委員会の意見を聴かなければならない	・卸売業者は、以下の方法により、卸売を行わなければならない。 [卸売業者は次の売買取引の方法により卸売を行う せり若しくは入札又は相対] [知事は、市場ごとにせり又は入札で売買取引を行う物品の種類、数量・割合を定め、又は変更するときは、取引委員会の意見を聴かなければならない]
	売買取引の条件の公表		—	・卸売業者は、以下の事項について、公表しなければならない。 [営業日・営業時間、取扱品目、物品の引渡しの方法、委託手数料、出荷者又は買受人が負担する費用、支払期日・支払方法、奨励金等をインターネットの利用その他適切な方法で公表]
	受託拒否の禁止	56	・卸売業者は、卸売のための販売の委託の申し込みがあった場合には、正当な理由がなければ拒んではならない	・現行どおり
	決済の確保			・取引参加者は、以下の方法により、決済を行わなければならない。 [取引参加者は、買受代金を早期に支払うよう努めなければならない] [取引参加者は、契約等で定めた支払期日までに買受代金を支払わなければならない]
			—	・卸売業者は、事業年度ごとに、事業報告書を作成し、毎事業年度経過後90日以内に知事に提出しなければならない ・卸売業者は事業報告書の財務に関する部分について、出荷者から閲覧の申し出があった場合には、正当な理由がある場合を除き、閲覧させなければならない [財務に関する情報はBS・PLとする]

※ []内は、規則で定める事項

取引参加者の遵守事項等に係る新旧対照表(概要)

項目		現行条文	現行	改正案
その他の取引ルール	共通ルール	78	・卸売業者は、主要な品目の卸売予定数量・卸売結果を卸売場等において公表しなければならない	・卸売業者は、以下の事項について、公表しなければならない。 [卸売業者は、主要な品目の卸売予定数量・卸売結果、月ごとの委託手数料の受領額、奨励金等の交付額をインターネットの利用その他適切な方法で公表]
	第三者販売	60	・卸売業者は、仲卸業者、売買参加者以外の者に卸売をしてはならない ・ただし、残品を生ずるおそれがある場合など知事が許可した場合などはこの限りでない ・卸売業者は、仲卸業者、売買参加者以外の者に卸売をしたときは、知事に報告しなければならない	・卸売業者は、仲卸業者、売買参加者以外の者に卸売をしたときは、知事に報告しなければならない ・ただし、せり売、入札により卸売を行う場合は、仲卸業者、売買参加者以外の者に卸売をしてはならない
	商物分離取引	66	・卸売業者は、市場外にある物品の卸売をしてはならない ・ただし、知事が指定する場所にある物品の卸売をする場合などはこの限りではない	・卸売業者は、市場外にある物品の卸売をしたときは、知事に報告しなければならない ・卸売業者は、市場外の場所で物品を搬入して卸売をするときは、その保管場所について、知事の指定を受けなければならない
	仲卸の直荷引き	73	・仲卸業者は、物品の販売の委託の引受けをしてはならない ・仲卸業者は、その市場の卸売業者以外の者から物品を買って入れて販売してはならない ・ただし、卸売業者から仕入れることが困難な場合など知事が許可した場合などはこの限りでない ・仲卸業者は、その市場の卸売業者以外の者から物品を買って入れて販売したときは、知事に報告しなければならない	・仲卸業者は、その市場の卸売業者以外の者から物品を買って入れて販売したときは、知事に報告しなければならない
	売買取引の結果等の知事への報告	77	・卸売業者は、以下の事項を知事に報告しなければならない ①主要な品目の卸売予定数量 ②主要な品目の卸売の数量、価格 ③卸売をした物品の品名、数量、卸売価格(月ごと)	・卸売業者は、以下の事項を知事に報告しなければならない [①主要な品目の卸売予定数量] [②主要な品目の卸売の数量、価格] [③卸売をした物品の品名、数量、卸売価格(月ごと)] [④仲卸業者、売買参加者に対する卸売の買受人ごとの数量、金額(年ごと)] [⑤出荷奨励金(月ごと)] [⑥完納奨励金(月ごと)]

※ []内は、規則で定める事項

取引参加者の遵守事項等に係る新旧対照表(概要)

項 目		現行 条文	現 行	改 正 案
その他の取引ルール	卸売の記録の提出	71	・卸売業者は卸売後、直ちに必要事項を記載した販売原票を作成し、知事に提出しなければならない	<ul style="list-style-type: none"> ・卸売業者は、卸売した物品について、必要事項を記録しなければならない ・知事は、検査等必要があるときは、卸売業者に対してその記録を提出させることができる ・記録の提出は電子媒体よることができる
	人の健康を損なうおそれのある物品の売買禁止	75	・知事は、人の健康を損なうおそれのある物品について、その売買の差し止めを命ずることなどができる	・現行どおり
	売買取引の制限	76	・知事は、せり、入札による卸売について不正な行為があった場合、その売買を差し止めることなどができる	・現行どおり
	決済の確保			<ul style="list-style-type: none"> ・卸売業者は、受託契約約款、買受人又はその団体と締結した代金決済に関する契約等について、知事に届出なければならない ・卸売業者は、買受人が卸売を受けた代金の支払いを怠ったときは知事に届出なければならない ・卸売業者は、毎月、残高試算表を知事に提出しなければならない
	せり人の届出	15	<ul style="list-style-type: none"> ・せり人は知事の行う登録を受けている者でなければならない ・知事は、せり人の能力判定のための試験を行う 	<ul style="list-style-type: none"> ・卸売業者は、せり人について、知事に届出なければならない ・卸売業者は、せり人について、知事が行う講習を受講させなければならない
	仲卸業者の事業報告書の提出	33	・仲卸業者は、事業報告書を作成し、毎事業年度の末日など指定の日から起算して90日以内に知事に提出しなければならない	・現行どおり
	売買参加者の承認	34	<ul style="list-style-type: none"> ・売買参加者になろうとする者は知事の承認を受けなければならない ・承認の有効期間は5年間とする 	<ul style="list-style-type: none"> ・せり売、入札の参加資格として承認制をおく ・承認の有効期間は5年間とする。 ・承認の基準のうち、卸売業者・仲卸業者の役員等との兼務禁止規定は廃止
	休開市	6 7	<ul style="list-style-type: none"> ・卸売市場は、市場休業日を除き毎日開場する ・市場休業日は、日曜、祝日等とする ・知事は、休業日に臨時に開場し、開場日に臨時に休業することができる 	<ul style="list-style-type: none"> ・市場休業日を除き毎日開場する ・市場休業日は、知事が取引参加者の意見を聴いて定める ・知事は、休業日に臨時に開場、開場日に臨時に休業することができる

取引参加者の遵守事項等に係る新旧対照表(概要)

項 目		現行 条文	現 行	改 正 案
その 他の 取 引 ル ー ル	品質管理	87の2 87の3	<ul style="list-style-type: none"> ・知事は、部類及び卸売の施設ごとに物品の品質管理の方法を定める ・卸売業者、仲卸業者その他市場関係者は、知事が定める品質管理の方法に従い、物品の品質管理を行わなければならない ・知事は市場関係者と連携し、安全・品質管理体制の整備に努める 	<ul style="list-style-type: none"> ・卸売業者、仲卸業者その他市場関係者は、食品衛生法その他関係法令に即して卸売市場の業務に係る物品の品質管理を行わなければならない ・知事は市場関係者と連携し、安全・品質管理体制の整備に努める
そ の 他	せり物品を相対取引とする 場合の承認	49	・卸売業者は、入荷遅延、せり残品、予約相対取引等の場合で、せり物品を相対取引とする場合は、知事に承認申請書を提出しなければならない	廃止
	売買取引の単位	50	・取引の単位は重量による	廃止
	受託物品の即日上場	51	・卸売業者は、上場できる時まで受領した受託物品をその当日に販売しなければならない	廃止
	指値の届出等	52 53	・卸売業者は、受託物品に指値がある場合、物品にその旨表示し、届出書を知事に提出しなければならない	廃止
	物品の上場順位	54	・物品の上場順位は市場到着順とする	廃止
	卸売業者・仲卸業者の 業務の規制	55 74	・卸売業者、仲卸業者は、開設区域内において小売等を行う場合は、知事の承認を受けなければならない	廃止
	卸売をしていない物品の搬 出禁止	57	<ul style="list-style-type: none"> ・何人も卸売をしていない物品を市場から搬出してはならない ・ただし、委託者の指図がある場合はこの限りでない 	廃止
	せり売開始時刻前の卸売の 禁止	58 59	<ul style="list-style-type: none"> ・卸売業者は、せり物品をせり開始時刻前に卸売してはならない ・ただし、他市場への転送等の場合等で知事が許可したときは、この限りでない 	廃止
予約相対取引	59の2 59の3	・卸売業者は、仲卸業者、売買参加者と予め締結した契約に基づき卸売する場合は、知事の承認を受けなければならない	廃止	

取引参加者の遵守事項等に係る新旧対照表(概要)

項 目		現行 条文	現 行	改 正 案
その他	再上場の禁止	64	・卸売業者は、卸売した物品について、仲卸業者、売買参加者から販売の委託を受け、又は買い受けてはならない	廃止
	自己買受の禁止	67	・卸売業者は、卸売の相手方として生鮮食品等を買ってはならない	廃止
	委託手数料以外の報酬の収受の禁止	68	・卸売業者は、卸売のための販売の委託の引き受けについて、委託手数料以外の報酬を受けてはならない	廃止
	受託契約約款	69	・卸売業者は、受託契約約款を定め、知事の承認を受けなければならない	廃止(受託契約約款を定めた場合の届出義務を「決済の確保」に規定)
	委託物品の受領	70	・卸売業者は、委託物品を受領したときは、委託者に物品の種類、数量等を通知しなければならない ・卸売業者は、委託物品の受領に当たり異常を認めるときは、知事の検査を受け、その結果を売買仕切書等に付記しなければならない	廃止
	卸売物品の買受人の明示	72	・卸売業者は、卸売をした物品の買受人が明らかになるように措置しなければならない ・買受人は、卸売を受けた物品を速やかに引き取らなければならない	廃止
	仕切り及び送金	80	・卸売業者は、卸売の翌日までに委託者に売買仕切金等を送付しなければならない ・ただし、受託契約約款で特別の定めをした場合は、この限りでない	廃止(受託契約約款を定めた場合の届出義務を「決済の確保」に規定)
	委託手数料の率	82	・卸売業者は、委託手数料の率を定めた場合は、知事に届出なければならない	廃止(委託手数料は「売買取引の条件の公表」等で公表義務を規定)
	出荷奨励金の交付	84	・卸売業者は、出荷奨励金を交付するときは、知事の承認を受けなければならない	廃止(出荷奨励金は「売買取引の条件の公表」等で公表義務及び知事への報告義務を規定)
	買受代金の即時支払義務	85 85の2	・買受人は、卸売業者から買い受けた物品の引渡を受けると同時に代金を支払わなければならない ・ただし、卸売業者が予め知事の承認を受けて支払猶予の特約を締結したときはこの限りでない	廃止(決済条件は「売買取引の条件」、「決済の確保」で公表義務及び知事への届出義務を規定)

取引参加者の遵守事項等に係る新旧対照表(概要)

項 目		現行 条文	現 行	改 正 案
その他	卸売代金の変更の禁止	86	・卸売業者は、卸売代金の変更をしてはならない ・ただし、知事が正当な理由があると認めるときはこの限りでない	廃止
	完納奨励金の交付	87	・卸売業者は、完納奨励金を交付するときは、知事の承認を受けなければならない	廃止(完納奨励金は「売買取引の条件の公表」等で公表義務及び知事への報告義務を規定)
	卸売業者の業務の許可		・卸売の業務を行なおうとする者は、農林水産大臣の許可を受けなければならない。(現行法第15条)	・業務許可は廃止し、市場施設の使用許可とする
	仲卸業者の業務の許可	24	・仲卸の業務を行なおうとする者は、知事の許可を受けなければならない。	・業務許可は廃止し、市場施設の使用許可とする ・許可基準のうち、卸売業者の役員等との兼務禁止規定を廃止